

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規則

○北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則……………（法制文書課） 43

告示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 44

○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正……………（漁港漁村課） 44

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 45

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 45

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 45

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 45

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 46

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 46

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 46

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 47

○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 47

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 48

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 53

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 53

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 54

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 55

規則

北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第14号

北海道立文書館管理規則の一部を改正する規則

北海道立文書館管理規則（昭和60年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「午前8時45分から午後5時」を「午前9時から午後5時（6月から8月までの木曜日及び金曜日にあっては、午後7時）」に改める。

第5条第1項の表を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号及び第3号において「休日」という。）に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

(3) 各月の末日（当該日が日曜日、土曜日、休日又は前2号に掲げる日に当たるときは、これらの日に該当しない当該日の直前の日）

第8条第1項に次の2号を加える。

(3) 指定の場所以外で飲食しないこと。

(4) 喫煙しないこと。

第11条中「文書館資料閲覧請求票」を「文書館資料閲覧請求書兼複写承認申請書」に改める。

第13条中「別記第2号様式の文書館資料複写承認申請書」を「別記第1号様式の文書館資料閲覧請求書兼複写承認申請書」に改める。

第16条第1項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第11条、第13条関係）

文書館資料閲覧請求書兼複写承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

☐ 次のとおり文書館資料の閲覧を請求します。

氏名		住所又は勤務先		職業
		(電話 -)		
請求記号	資料名		冊数	複写箇所

2 区 域

尾岱沼地区海岸 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1の各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

北海道告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年3月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内146・158（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、155から157まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字幌内155から158まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、146
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年3月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 北斗市茂辺地960の1、960の4
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第203号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年3月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字平賀657の2・657の58（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年3月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 函館市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第205号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

- 令和2年3月17日
北海道知事 鈴木直道
- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 斜里郡小清水町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北見市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク

総合振興局産業振興部林務課並びに北見市役所及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第206号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

- 令和2年3月17日
北海道知事 鈴木直道
- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 河東郡士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、士幌町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

- 令和2年3月17日
北海道知事 鈴木直道
- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 平取穂別線
- 3 道路の区域
- | 区 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 国道等との重複区間 |
|---------------------|---|--------|----------|---------|-----------|
| 勇払郡むかわ町穂別安住61番1地先から | | | 12.60mから | | |
| 同郡むかわ町穂別安住38番1地先まで | 前 | | 27.30mまで | 700.00m | — |

後 15.20mから 700.00m —
29.00mまで

北海道告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

北海道知事 鈴木直道

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 船泊港利礼公園線 礼文郡礼文町大字船泊村字ベシトカリ180番2地先（国有未開地）から 令和2.3.17
同郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ323番地先まで

北海道告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
苫小牧高丘4（Ⅰ－3－509－3067）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫小牧市字高丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
苫小牧高丘5（Ⅰ－3－510－3068）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫小牧市字高丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
南の沢右の沢川（Ⅰ－57）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区南沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
南の沢川（Ⅰ－58）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区南沢、南沢6条4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌西宮の沢6条1丁目1（Ⅰ－0－H30－019）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市手稲区西宮の沢6条1丁目、西宮の沢6条2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌西野5条10丁目（Ⅱ－0－H30－003）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区西野5条10丁目、西野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌澄川4条1丁目（Ⅰ－0－H30－018）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区澄川4条1丁目、豊平区平岸3条18丁目、平岸4条18丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌石山32（Ⅰ－0－H30－011）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区石山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌常盤5条2丁目1（Ⅱ－0－H30－015）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市南区常盤5条2丁目、真駒内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌真駒内26（Ⅰ－0－H30－016） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌藤野5条10丁目（Ⅰ－0－H30－017） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藤野4条10丁目、藤野5条10丁目、藤野6条9丁目、藤野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌大谷地東7丁目1（Ⅰ－0－593－3011） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市厚別区大谷地東7丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 清水台（0－26－26） (2) 土砂災害警戒区域の表示 美唄市字美唄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 常盤台（0－27－27） (2) 土砂災害警戒区域の表示 美唄市字美唄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	美唄ダム（0－72－438） (2) 土砂災害警戒区域の表示 美唄市字美唄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 浦田の沢川（Ⅱ－04－0860） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町加茂川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 万字巴町沢川（Ⅱ－04－0760） (2) 土砂災害警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町万字巴町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第210号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 令和2年3月17日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 勇払川中の沢（Ⅰ－31－0190） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫小牧市字高丘、字丸山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	--

札幌西宮の沢6条1丁目（Ⅰ－0－H30－001） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市手稲区西宮の沢6条1丁目、西区宮の沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌西野2（Ⅱ－0－13－13） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区西野4条10丁目、西野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌西野4条9丁目（Ⅰ－0－H30－002） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区西野4条9丁目、西野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌山の手6条9丁目（Ⅰ－0－H30－004） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区山の手5条10丁目、山の手6条8丁目、山の手6条9丁目、山の手7条7丁目、山の手7条8丁目、山の手（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌西岡4条9丁目1（Ⅰ－0－108－108） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	札幌市豊平区西岡4条9丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌北の沢3丁目（Ⅰ－0－120－120） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢3丁目、藻岩山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿15条2丁目（Ⅰ－0－H30－009） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿15条2丁目、川沿16条2丁目、硬石山、川沿町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌石山31（Ⅱ－0－H30－010） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤2条2丁目（Ⅰ－0－H30－012） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤2条2丁目、真駒内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
--	--

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤3条1丁目（Ⅰ－0－H30－013） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤3条1丁目、常盤4条1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤3（Ⅱ－0－144－144） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤、芸術の森2丁目、常盤6条1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌石山33（Ⅰ－0－H30－014） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌大谷地東6丁目（Ⅰ－0－255－255） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市厚別区大谷地東6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	札幌大谷地東7丁目2（Ⅰ－0－256－256） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市厚別区大谷地東7丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌大谷地西1丁目（Ⅱ－0－185－185） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市厚別区大谷地西1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌厚別南7丁目（Ⅱ－0－186－186） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市厚別区厚別南7丁目、青葉町16丁目、厚別町上野幌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌厚別南7丁目1（Ⅱ－0－H17－006） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市厚別区厚別南7丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌青葉町3丁目（Ⅰ－0－257－257） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市厚別区青葉町12丁目、青葉町14丁目（次の図のとおり）
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌青葉町12丁目（Ⅰ－0－594－3012） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市厚別区青葉町12丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌青葉町16丁目（Ⅰ－0－595－3013） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市厚別区青葉町16丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌厚別中央2条1丁目（Ⅰ－0－258－258） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌青葉町13丁目（Ⅱ－0－H17－0003） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市厚別区青葉町4丁目、青葉町11丁目、青葉町13丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東明5条1丁目1（Ⅱ－0－248－248） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 美唄市字美唄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東明5条1丁目3（Ⅲ－0－202－202） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 美唄市字美唄、東明4条1丁目、東明3条1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢栗丘1（Ⅱ－0－254－254） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町栗丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢最上1（Ⅱ－0－255－255） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町最上（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢栗丘2（Ⅲ－0－204－204）
---	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町栗丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栗沢最上 2（Ⅲ－0－205－205） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市栗沢町最上（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岩見沢東山町（Ⅲ－0－206－206） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市東山町、緑が丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岩見沢朝日町 1（Ⅲ－0－208－208） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 岩見沢市朝日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 温泉の沢川（Ⅰ－44－0120） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡音威子府村字咲来（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 炭内中の沢川（Ⅱ－44－0130） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡音威子府村字音威子府（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 音威子府の沢川（Ⅱ－44－0250） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡音威子府村字音威子府（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上音威子府の沢川（Ⅱ－44－0280） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡音威子府村字上音威子府（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 内山の下沢川（Ⅱ－44－0290） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡音威子府村字音威子府（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	---

（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道胆振総合振興局告示第38号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年3月17日 北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志	
1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 3台分	
2 落札を決定した日 令和2年1月29日	
3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社道南事務機器 (2) 住 所 室蘭市寿町1丁目16番3号	
4 落札金額 12,870円	
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
6 一般競争入札の公告 令和元年12月24日付け北海道胆振総合振興局告示第25号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号	
北海道胆振総合振興局告示第39号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年3月17日 北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志	
1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2台分	
2 落札を決定した日 令和2年2月27日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 株式会社道南事務機器 (2) 住 所 室蘭市寿町1丁目16番3号	
4 落札金額 8,470円	
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
6 一般競争入札の公告 令和2年1月28日付け北海道胆振総合振興局告示第2号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号	
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁後志教育局告示第21号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年3月17日 北海道教育庁後志教育局長 櫻井 康雄	
1 資格及び調達をする物品等の種類 令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和2年3月17日に一般競争入札の公告を行う後志管内道立学校で使用する電力の需給契約 (2) 資 格 後志管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 電力	
2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。	

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和2年3月17日（火）から同年4月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
(3) 電話番号 0136-23-1979

北海道教育庁後志教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年3月17日

北海道教育庁後志教育局長 櫻井 康雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 後志管内道立学校で使用する電力

イ 調達予定数量

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 14校15箇所 合計 1,216 kW

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 14校15箇所 合計 3,103,517 kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁後志教育局告示第21号に規定する後志管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年4月27日（月）午前10時（送付による場合は、同日午前9時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額）が最低である者を落札者とする。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。単価は、小数点以下第2位までとする。 (2) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 イ 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 ウ 電 話 番 号 0136-23-1979 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Shiribeshi Prefectural School a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,216 kW b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,103,517 kWh B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 27, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than 9 : 00 A.M., April 27, 2020) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan Phone : 0136-23-1979	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年3月17日 北海道警察本部長 山 岸 直 人 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 警察本部庁舎で使用する電力 (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,500 kW (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 6,984,502 kWh 2 落札を決定した日 令和2年2月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ホープ (2) 住 所 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル 4 落札金額 (1) 基本料金 724円10銭 (2) 電力量料金 16円60銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年12月13日付け北海道警察本部告示第536号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部告示第143号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年3月17日 北海道警察本部長 山 岸 直 人 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 50台及び1月当たり 1,118,000枚 2 落札を決定した日 令和2年2月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社三好商会
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第142号	

- (2) 住 所 札幌市中央区大通西18丁目1
- 4 落札金額
基本料金一式 0円
複写料金1枚当たり 1.2円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年1月10日付け北海道警察本部告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-